

基発0123第3号
平成27年1月23日

■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ 殿

厚生労働省労働基準局長

原子力発電所における労働災害防止対策の徹底について

貴社■■■■■■■■■■においては、■■■■■■■■■■
とともに、■■■■■■■■■■ところである。
こうした状況を踏まえ、■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■ところであるが、■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■である。
■■■■■■■■■■での作業を着実に進めるに当たっては、作
業に従事する労働者の安全と健康を確保することが必要不可欠である。
については、特に下記事項に留意の上、労働災害防止対策に万全を期されたい。
なお、■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■貴社全体としての取組を本年2月16日までに報告されたい。

記

1 ■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■労働災害防止対策の徹底に万全を期すこと。
また、■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■

主体的に労働災害防止対策に取り組むこと。

2

(1)

について、
を実施すること。

また、に基づき、
を確実に伝えること。

(2)

する場合には、
に基づき、
に基づく措置を実施させること。

上記のうち、が行われている場合には、
を確実に伝達すること。

(3)

においては、
にできるよう、
を詳細に説明すること。

また、については、
指示徹底すること。

3

(1)

確認し、
を行うほか、
を行うこと。

また、について、
措置を講じること。

(2)

労働災害防止のための必要な指導を行うこと。

(3)

においては、
に加えて、
を設けるよう指導すること。

4

(1)

を図るため、

■を図るとともに、■実施できるよ
う、■を検討し、■
するとともに、■を確保しておくこと。

(2) ■
■
■に設置するため、■
■を行うこと。

5 ■
■特に、
■においては、■
■予定されることから、■
■進めること。
なお、■においても、■
■を行うこと。